

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月 1日
【会社名】	大塚ホールディングス株式会社
【英訳名】	Otsuka Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 樋口 達夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田司町二丁目 9番地 (同所は登記上の所在地であり、実際の業務は下記の最寄りの連絡場所で行っております。)
【電話番号】	03 - 6717 - 1410
【事務連絡者氏名】	経営財務会計部次長 近藤 直人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番 4号 品川グランドセントラルタワー12階
【電話番号】	03 - 6717 - 1410
【事務連絡者氏名】	経営財務会計部次長 近藤 直人
【縦覧に供する場所】	大塚ホールディングス株式会社 東京本部 (東京都港区港南二丁目16番 4号 品川グランドセントラルタワー12階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年5月13日付けで金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出いたしました、当社取締役（社外取締役を除く。）及び当社子会社の取締役に対して、業績達成条件を付した株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することに関する臨時報告書の記載事項のうち、未定となっていた事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(2) 発行数

(訂正前)

12,150個とする（新株予約権1個当たりの目的である株式の数100株。但し、下記(5)に定める新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の数をもって発行する新株予約権の数とする。

(訂正後)

8,514個とする（新株予約権1個当たりの目的である株式の数100株。但し、下記(5)に定める新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の数をもって発行する新株予約権の数とする。

(3) 発行価格

(訂正前)

当社が新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）においてブラック・ショールズ・モデルにより算出する1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に係る払込債務を相殺するものとする。なお、上記の方法により算出される払込金額は、新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

(訂正後)

新株予約権1個当たり417,300円（1株当たり4,173円）

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に係る払込債務を相殺するものとする。なお、上記の方法により算出される払込金額は、新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

3,552,892,200円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(訂正前)

当社普通株式1,215,000株とする。

但し、割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

なお、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

(訂正後)

当社普通株式851,400株とする。

但し、割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

なお、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

以 上